

平成27年度第3回宮城県環境審議会

日 時：平成28年3月24日（木曜日）

午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

1. 開 会

○司会（大森副参事） 本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただ今から、宮城県環境審議会を開会いたします。本会は、25名の委員により構成されておりますが、本日は19名の皆さまに御出席の連絡をいただいております。

ただ今、17名の委員にご出席いただいております。環境審議会条例第6条第2項の規定による成立条件であります半数以上の出席をいただいておりますことから、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、阿部委員、井上委員からは到着が遅れる旨の連絡をいただいているところでございます。

2. あいさつ

○司会（大森副参事） それでは、開会に当たりまして、佐野環境生活部長からご挨拶申し上げます。

○佐野宮城県環境生活部長 皆様、おはようございます。

本日は年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

さて、今月11日で東日本大震災の発生から丸5年が経過いたしました。宮城県震災復興計画では平成26年度から29年度を再生期として復旧にとどまらない抜本的な再構築に向けた動きを具体化していく重要な時期と位置付けております。

先日、県議会で議決をいただきました平成28年度予算におきましては、引き続き被災者の生活再建や地域経済の再生など、復旧・復興に最優先で取り組むとともに、地方創生を初めとした県政課題を解決するための施策を積極的・重点的に予算化しております。

環境分野における取組といたしましては、東北初の商用水素ステーションの整備を初めとする水素社会の実現に向けた取組や住宅への太陽光発電システムやエネファームの設置支援、県産材を使用した新築住宅の建築への補助や松くい虫被害を受けた松島の景観の保全に係る取組など、本県の環境の保全と適切な利用に向けた施策を展開してまいりたいと考えております。

なお、本審議会でご審議をいただきました「宮城県環境基本計画」と「宮城県水循環保全基本計画」につきましても、無事県議会の議決をいただいたところでございます。

本日ご審議いただく案件は2件でございます。

1件目といたしましては、平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についてでございます。こちらは前回、1月の審議会において諮問をさせていただきました。水質専門委員会議でご審議をいただいたところでございます。本日、ご審議の上で答申をいただきたいと考えております。

2件目といたしまして、「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）について」でございます。こちらにつきましては、昨年3月のこの審議会にて諮問をさせていただきました。循環型社会推進専門委員会を新たに設置し、ご審議をいただいた上で計画案を取りまとめたので、本日答申をいただきたいと考えております。

このほか報告事項が2件ございます。

1つ目が「新みやぎグリーン戦略プラン（案）について」でございます。平成28年度以降5年間の「みやぎ環境税」を活用した事業の実行計画につきまして案を取りまとめたので、ご報告をいたします。

2つ目が「2012年度の宮城県の温室効果ガス排出量について」でございます。平成24年度の県内の温室効果ガスの総排出量や部門別の排出量につきまして、確定値を算出いたしましたので、ご報告をいたします。

本日の審議会におきましても、委員の皆様にはさまざまな観点からご意見を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。本日もよろしくお願い申し上げます。

○司会（大森副参事） それでは、議事に移る前に、本日の配付資料を確認させていただきます。

事前にお送りしております資料は、審1の1から4まで、審2-1から6まで、そして報1と報2でございます。

あわせて、本日皆様の机にお配りしております資料といたしまして、会議の次第と座席表でございます。

資料に過不足はございませんでしょうか。

それでは、環境審議会条例第6条の規定により、ここからの議事につきましては須藤会長に議長をお願いしたいと存じます。

須藤会長、よろしくお願いたします。

○須藤会長 かしこまりました。

それでは、一言ご挨拶を申し上げた後、議事進行に移りたいと思います。

委員の先生方には大変ご多用な中を、特に年度末というときにお繰り合わせご出席いただき、また、大変今日も寒い朝ということでございまして、ありがとうございます。

私自身いろいろなところに出かけるわけですが、今日の審議事項1に関係することで、実は先週たまたま琵琶湖と霞ヶ浦、我が国を代表する1位、2位の湖でございますが、この訪問をいたしました。琵琶湖はご承知のとおり、あまり汚れているという印象のある湖ではないんですが、南湖に水草が大量に繁茂して困っておられます。それから、第2の湖沼である霞ヶ浦は、アオコの発生はそれほどでもないんだけど、CODがやはり一時に見ればちょっと上がっているということで、皆さん湖沼の水質保全には悩んでおられて、当方の指定湖沼である釜房湖も後でお話があるようにいろいろ悩みのある部分がございます。

そのようなことで、我が国はいろいろな課題を持っていますが、水環境保全、特に湖沼保全というのは1つの大きな課題であるということ、全国から見てもそういう位置づけにあるということだけ申し上げて、あとは議事進行に移りたいと思います。

3. 議 事

(1) 審議事項

①平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について(答申)(環境対策課)

○須藤会長 それでは、議題は今ご説明ありましたように審議事項2件、報告事項2件でございます。

審議事項1の「平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について(答申)」ということで、これは前回の審議事項で諮問されているものでございます。

それでは、担当課からご説明を願います。

○後藤環境対策課長 環境対策課長の後藤でございます。

私のほうから説明をさせていただきます。では、座って説明させていただきます。

それでは、審議事項1、平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についてご説明いたします。

平成28年度の測定計画案は、資料審1-2に詳細を示しておりますが、資料審1-1にその概要をまとめておりますので、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。それでは、資料審1-1をご覧ください。

まず、1の目的であります。水質汚濁防止法では知事は公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視しなければならないと規定されており、毎年、国、仙台市などの関係機関と協議の上、測定計画を作成することとされております。環境審議会は、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する重要事項について、知事の諮問に応じて意見を述べる事ができると規定されており、測定計画の作成に当たっては水質汚濁防止に係る重要事項として毎年ご審議をいただいているものでございます。

2の計画の内容でございますが、まず公共用水域水質測定計画総括表をご覧ください。測定水域数は河川74、湖沼35、海域24の133水域、測定地点数は河川142、湖沼37、海域114の293地点、総検体数は3,252検体を予定しております。

平成27年度計画と比較しての主な変更点であります。1つ目は、1,4-ジオキサンの測定実施件数の削減でございます。削減地点につきましては、平成22年度から26年度までの5年間、測定結果が全て検出下限値未満であった補助測定点を対象としております。ただし、環境基準点については測定を継続いたします。

2つ目の変更点は、新規測定地点の追加でございます。新規測定地点図に示しました

とおり、環境基準類型指定のない旧策川に測定地点を1か所設けるものであります。

次に、地下水質測定計画総括表をご覧ください。

概況調査44地点、継続監視調査49地点の合計93地点で測定を予定しており、平成27年度との比較で1地点の増加となっております。

3の測定機関でございますが、公共用水域については国、県、仙台市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、地下水については県、仙台市で行うこととしております。裏面をご覧ください。

4の測定項目でございますが、公共用水域は健康項目27、生活環境項目12、要監視項目26、その他。地下水は環境基準項目28、要監視項目24、その他となっております。

5の測定方法については記載の公定法により実施をいたします。

なお、測定結果につきましては、県が各測定機関の結果を取りまとめ、環境白書やホームページ等により公表することとしております。

測定計画案の説明は以上でございます。

続きまして、水質専門委員会議での審議についてご説明をいたします。

水質専門委員会議は、須藤環境審議会会長を委員長として、学識経験者や行政機関職員の委員8名で構成されておりますが、去る2月19日に7名の委員のご出席をいただき開催いたしました。審議の結果、専門委員の皆様からは平成28年度公共用水域水質及び地下水質測定計画案は妥当であるとの評価をいただきました。

ただし、2点ご意見がございました。1つ目は、湖沼の環境基準の達成率が依然として低いことについて、関係機関と連携して改善を図っていただきたいのご意見でございました。湖沼の環境基準の達成率については、県内では長期間にわたり8%、12水域中、七ヶ宿ダム1水域のみが達成という状況が続いております。県といたしましては工場・事業場の排水規制、下水道整備による生活排水対策、家畜排泄物の適切な処理など、水質改善に向けた取組を実施してきております。特に釜房ダムにおいては湖沼水質保全特別措置法に基づき湖沼水質保全計画を策定し、ダム集水域の森林由来の自然汚濁負荷比調査や養魚場の排水調査などを実施しております。また、伊豆沼についても伊豆沼・内沼自然再生協議会においてハスの刈り取りによる沼の水流確保の検討などの調査を実施しております。

今後環境基準達成率向上に向けて種々の調査を実施してまいりたいと考えております。

2点目は、資料審1-3、環境省による宮城県内の公共用水域における放射性物質モニタリング調査結果についてでございます。

これまで河川敷の土壌の放射性物質濃度及び空間線量率については、左岸と右岸の平均値としてグラフ化を行ってまいりました。しかし、左岸、右岸別々に表示するほうがよいのではないかとのご意見をいただき、資料1-3の2ページの折れ線グラフがこれに当たります。今回の資料からはその御意見を取り入れまして、左岸、右岸別々にグラフ化してお示ししております。この結果を見ますと土壌、空間線量率ともにやや左岸側が高い傾向があるように思われます。

なお、今回の資料では前回の1月の配付資料に比べまして平成27年度第3四半期のデータが公表されたことから、1ページ、2ページともグラフの右端にその数値が追加されております。

続きまして、前回の環境審議会においてご意見をいただきました1,4-ジオキサンの排出事業所等の把握についてご報告といたします。資料1-4をご覧ください。

県内の水質汚濁防止法に基づく特定施設の届け出状況を確認したところ、1,4-ジオキサンを製造したり直接溶剤として使用している事業所はありませんでした。しかし、1,4-ジオキサンが排水基準に追加されたときに、環境省からは製造工程の副生成物や不純物として混入し間接的に排出される可能性がある特定施設として9種類の施設が例示されております。この例示施設について確認したところ、中段の1の表のとおり5か所の事業所が該当してまいりました。いずれの事業所についても排水の自主検査結果を確認しておりますが、1,4-ジオキサンの排出基準は遵守されており、特に問題はないものと考えております。

このほか、1,4-ジオキサンの排出についてはPRTTR法に基づく化学物質の届出状況からも確認を行いました。PRTTR法では一定規模以上の事業所は指定化学物質の

環境への排出量，移動量を把握して届け出なければならないこととされております。排水の自主検査結果により1,4-ジオキサン濃度が検出限界以上であった場合は，1,4-ジオキサンの排出量を届出ており，平成25年度データではありますが，下段の2の表のとおり下水道の処理施設及び一般廃棄物最終処分場の10か所の事業所が該当しておりました。

1,4-ジオキサンは有機合成用溶剤として使用される工業用途からの排出のほか，廃プラスチック類など廃棄物からの浸出水や界面活性剤使用に伴う家庭排水なども排出源と言われており，そのとおりの結果となっております。

平成28年度測定計画では1,4-ジオキサンの測定件数を削減することとしておりますが，今後も環境基準点での測定を継続し，排出事業所の把握に努めながら，仮に濃度上昇が見られるような場合は調査地点の追加などを的確に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上が水質専門委員会でご検討いただきました概要と前回の環境審議会でのご意見に対する報告でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○須藤会長 どうも課長，簡潔にご説明いただきましてありがとうございます。

委員の皆さん，どうぞ，どこでも結構でございますので，ご質問があれば何なりとおっしゃっていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

特に釜房ダムの周辺の養魚場排水なんていうのは，実は国では一律規制をしていないんです。なので，一律規制していないところを特別にまた規制をするというのはなかなか厄介な手続が必要なんですけど，大分その辺の成果が上がっていて，汚濁源がかなり養魚場からも出ているということがわかってきたので，県のほうにはそれなりにこれからいろいろ勉強していただいて，どういふふうに，規制とまで言わないまでも指導していったらいいかということをお願いするように，専門委員会ではそんな意見も出ておりました。これを付け加えさせていただきます。ほか，よろしいでしょうか。

特にこの辺のところは1個1個見ていくときりがないほどこの地域でこれはいいのかとか，いろいろあるかと思いますが，従来からやっていることとそんなに大幅に違わないわけですが，また私から付け加えるのも変なんですけど，この年度の途中で新たに環境基準になる項目というものが今予定をされております。そうしましたら，あるいは要監視項目みたいなものも予定されておりますので，そうになりましたら早目に途中から追加をしていただくということもお願いしておきたいと思っております。

ということで，これ諮問，答申という手続を踏まなくてははいけませんので，この測定計画についてはここにご説明していただいたとおりであるということで答申してよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは，そのとおりにさせていただきます。これは答申ということで事務局で手続をとってください。

②宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）について（答申）（循環型社会推進課）

○須藤会長 それでは，次の第2の「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）について」ということでございまして，先ほど事務局あるいは部長からもお話がございましたが，これにつきましては昨年3月26日付けで知事より諮問されております。

それで，本日審議の上で答申を行うということになっております。この計画は循環型社会形成推進専門委員会を設置して審議をしていただいたということでございまして，本審議会からは吉岡副会長が座長として参加をしていただいております。担当課からの説明に先立ちまして，吉岡先生からまずは審議の状況などについてご紹介いただければありがたいと思っております。

○吉岡副会長 それでは，審議事項の2の議題につきまして，これは平成18年3月に，もう約10年前になりますけれども，策定されました第1期の宮城県循環型社会形成推進計画，これが平成27年度，この3月に終期を迎えるということから，昨年3月になります平成27年3月26日に開催されました。これは26年度になるんですが，26年度の第4回の環境審議会，何か数字がいっぱいあるようなこんな1年前の第4回の環境審議会において新たな計画案の策定について諮問をされたところでもあります。

その際には第1期計画の実績とその評価について説明がなされまして，計画案の策定については循環型社会形成推進専門委員会に付託されたというものでございます。この委員会は，資

料審2-1の2に示してございますとおり事業者と民間団体、行政機関、学識経験者からなる6名で構成いたしておりました、私吉岡が座長を務め、資料2-1の3のとおりですけれども、3回開催したというところでございます。

審議事項につきましては、同じく資料に示しているところですが、第1回の会議では宮城県の廃棄物の現状と課題について審議をされたということになります。その後も県で行った事業者や市町村へのヒアリング等、各種調査や県で策定した案についてこれまで審議を重ねてきたところでございます。

現状につきましては、震災前というのは廃棄物の排出量が年を追うごとに減少するというようなので一定の成果を上げてきておったわけですが、震災後は廃棄物の排出量の高止まりということ、あるいは焼却ごみへの資源物の混入であるとか、産業の再構築による産業廃棄物の排出状況の変化、こういったさまざまな問題が生じているということを確認したところであります。

こうした状況を踏まえまして、もう一度宮城の3Rを再始動させましょうということで、第2期計画におきましては基本理念を「リスタート！みやぎの3R-リデュース・リユース・リサイクル」ということで、第2期となる宮城県循環型社会形成推進計画の案を策定してまいったところでございます。

パブリックコメントの結果等も含めて詳細な審議経過につきましては、こういった事務局のほうでご説明をいただきたいというふうに思います。どうぞこれにつきましてご審議のほどをよろしくお願ひしたいというところでございます。

以上、私のほうから概要のご説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○須藤会長 吉岡副会長、大変的確なご説明をいただきまして、まことにどうもありがとうございました。

それでは、詳細な部分については担当課からご説明を願ひます。

○佐々木循環型社会推進課長 循環型社会推進課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、座って説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、お手元の資料審2-1、宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）案の審議経過についてご覧いただきたいと思ひます。

1の環境審議会への諮問、2の審議の体制といたしまして、循環型社会形成推進専門委員会にて、3の審議の経過といたしまして3回ご審議をいただいたというところでございます。

その資料の裏面をご覧いただきたいというふうに思ひます。4のパブリックコメントの実施でございますが、平成27年12月18日から平成28年1月18日までの期間、計画案につきましてパブリックコメントを実施させていただきました。その結果、事業者から1件のご意見をいただいております。

資料審2-3、パブリックコメントの結果についてというA4判の資料をご覧いただきたいと思ひます。

おがくずを利用したバイオトイレの活用についてご意見を頂戴いたしております。県の考え方といたしましては、今後の環境施策及び防災対策を検討する上で参考とさせていただきますとともに、このような循環型社会の形成に資するような技術や設備等につきましては、当計画の基本方針の1つである循環型社会を支える基盤の充実における施策の中で普及等を図るものとして回答させていただきます。

再び資料審2-1の裏面の2ページ目にお戻りいただきたいと思ひます。

5といたしまして、循環計画の上位計画であります宮城県環境基本計画の策定において昨年10月にパブリックコメントを行いました。その中においても循環計画に関するご意見も3点いただいておりますので、そのご意見と第2期循環計画での対応をA3判の資料審2-4にまとめております。資料審2-4、A3判をお開き願ひたいと思ひます。

左側にいただきましたご意見と環境基本計画策定に当たりましての対応方針を記載させていただきます。右側の欄にさらに今回策定いたします循環計画での対応について記載させていただきます。

まず、第1番目のご意見といたしましては、循環型社会の形成には消費者意識の改革や将来ごみになる可能性のあるものを根本的に出さない仕組みづくり

が最も重要であるというご意見と、リサイクルされる仕組の監視強化や簡易包装商品を推進する企業、そうした商品を選択する消費者にインセンティブを与えるような方針を盛り込むことについてのご意見でございました。

循環計画では、現計画におきましても消費者を含めた県民の意識改革を図り、3Rの推進について成果を上げてきましたことから、新たな循環計画においても消費者意識の改革は循環型社会の形成のための仕組づくりにとって重要であると考えておるところでございます。また、ご要望のありましたリサイクルされる仕組の監視強化等につきましては、第2期循環計画の施策の中においても取り組んでまいりたいと思っております。さらに、簡易包装商品を推進する企業や消費者に対するインセンティブにつきましては、ごみの分別などの環境配慮行動推進の取組やグリーン購入等の環境配慮行動の推進において今後示していきたいと考えておるところでございます。

2つ目のご意見といたしまして、ごみ分別にはまだまだ不備が見られるので、紙面による広報以外に地域へ出向いて指導することが必要であり、そういったことを計画の中に追加していただきたい、このようなご意見がございました。

新たな循環計画での対応といたしましては、一般廃棄物である家庭ごみの処理に係るご意見になりますので、県で実施しております市町村職員のワークショップ等の機会を捉えまして、市町村と情報共有をしてみたいとともに、市町村と連携して普及啓発を推進してみたいと考えております。また、県では県民向けに直接出向いて出前講座を行っておりますので、そういった形でも普及啓発を図ってまいりたいと考えております。さらに、ごみの分別につきましては、重点課題といたしまして取組を掲げ、今後推進してみたいと考えておるところでございます。

次に3番目といたしまして、食品ロスについてのご意見を頂戴いたしております。国や食品関連事業者が横断的に食品ロス問題の解決に動き出している現状の中で、将来の宮城県の環境政策の指針においても食品由来の地域の環境資源がより有効活用される宮城県を目指す上でも、食品ロス問題の解決について政策課題化していただきたいというご意見でございました。

新たな循環計画では、食品ロスの削減を重点課題として食品廃棄物等のリサイクルの推進、あるいは各種リサイクル法の適切な運用の中で取り組んでまいりたいと考えております。また、今後の取組といたしましては、食品ロス削減や食品循環資源の活用促進のための調査を行いたいと考えております。調査を受けてさらなる施策の立案につなげていくことや、食品ロス削減の普及啓発等を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

なお、従来からの事業でもあります環境産業コーディネーターや補助事業の活用により、事業者に対しても今後も継続的に支援を実施してみたいと考えております。

これらの意見を踏まえまして、最終的に資料審2-6の冊子のとおり「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）案」を取りまとめました。この計画案の内容につきましては、前に戻りますけれども、審2-5、A3判カラーの「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）案概要」によりご説明をさせていただきたいと思っております。それでは、審2-5をご覧くださいと思います。

新たな2期の計画につきましては、4つの章と資料編で構成をさせていただいております。

まず、概要の資料の左上、第1章の総論でございますが、計画の位置付けと計画の基本的事項や計画期間について記載をさせていただいております。

計画期間につきましては、宮城県の震災復興計画の終期と宮城県の環境基本計画の計画期間と合わせまして、平成28年度から32年度までの5か年といたしております。

次に、宮城県の目指す姿といたしまして、3のところがございますけれども、1つ目はすべての主体が3Rを推進する行動を行っています。2つ目は、資源循環システムを支える社会基盤が整備されております。3つ目は、排出される廃棄物の循環資源としての利用が進んでいます。4つ目としまして、廃棄物の適正処理が進み、本県の美しい自然環境が守られています。以上の4点を挙げておりま

す。

続きまして、概要中央上段に移りまして、第2章、循環型社会の形成に向けてでございます。

第1、みやぎを取り巻く現状についてでございます。震災後、一般廃棄物や産業廃棄物の排出量が増加し高止まりする中、一般廃棄物では焼却ごみへの資源物の混入、産業の再構築による産業廃棄物の排出状況の変化、放射性物質汚染廃棄物の処理、不適正処理案件の問題等が発生しております。

このような現状を受けまして、第2、基本理念と基本方針では、東日本大震災により後退していた循環型社会形成のための行動を再始動させ、目指すべき循環型社会を形成していくため、リデュース・リユース・リサイクルの3Rをリスタート、つまり再始動し、もう一度各主体が手を取り合い連携していく必要があることから、この第2期計画の基本理念を「リスタート！みやぎの3Rーリデュース・リユース・リサイクル」といたしました。

この基本理念の中にも3Rという言葉が出てきております。1月の当環境審議会におきまして3Rという言葉自体がわかりにくいとか、リサイクルはわかるけれどもほかの部分についてはといったご意見をいただきました。これらのご意見を受けまして専門委員会においてもご検討をいただいたところでございます。その結果、3Rという言葉は定着している面もありますので、3Rというそのものを変えることは難しいことから、計画本文においてみやぎの3Rをコラムでわかりやすく説明していくほか、今後の事業の実施においてもわかりやすい表現で啓発していくということといたしました。

ここで資料の審2-6、本体冊子の8ページをご覧いただきたいと思っております。8ページをお開きください。

計画本文ではみやぎの3Rについてのコラムを大きく掲載させていただいております。リデュースはごみを減らす、リユースは物を大切に使う、リサイクルはきちんと分別して資源に戻す。まずは第一歩としてこの減らす、使う、戻すを心がけていただきたいと考え、考えを記載いたしました。さらに、県では3Rを普及啓発するキャラクターとしてむすび丸等も活用していきたいと思っておりますので、あわせて下のほうに記載をさせていただいているところでございます。

再び資料審2-5にお戻りいただきたいと思っております。

こちらの資料の左下に基本理念についての概念図を掲載をさせていただいております。震災前は一般廃棄物、産業廃棄物とも排出量、最終処分率とも全国と同じようなトレンドで減少または低下しておりました。そのような状況をまず左側のほうで示しておりますが、図の赤くなっているところで東日本大震災が発生し、廃棄物の排出量が増加し、最終処分率も上昇し、その状況が現在も続いているというところでございます。

一般廃棄物は焼却ごみへの資源物の混入、産業廃棄物では産業構造が変化するなど、震災により大きな影響を受けております。現計画の点検結果におきましても3Rの意識に関する指標は概ね目標値を達成していたところでございますが、例えばレジ袋辞退率ですとか環境保全活動への参加している県民の割合の減少、こういったものが見られておりました。意識はあるものの行動に結びつかないという状況が見受けられておりましたので、図の右側には新たな第2期計画で3Rをリスタート、つまり再始動させ、リデュース・リユース・リサイクルの取組を広めていき、宮城の循環型社会の形成を進めていきたいという思いを込めまして描いております。

この概念図には先ほどご説明をいたしました3Rについてもリスタートの後のリデュース・リユース・リサイクルにごみを減らします、大切に使います、資源に戻しますという説明を記載させていただいているというところでございます。

次に、第2期計画の基本理念として4点を挙げております。ちょうどこの概要の真ん中の表、赤くなっておりますけれども、ご覧いただきたいと思っております。

まず、基本方針の1つ目といたしましては、全ての主体の行動の促進でございます。こちらは廃棄物等の3Rに係る環境教育、普及啓発を推進してまいりたいと考えております。2つ目といたしましては、循環型社会を支える基盤の充実と

ということで、こちらは生産、流通、消費、廃棄、処理等の各段階での廃棄物等の3Rに係る情報提供、新技術開発の支援等により基盤の充実を図ってまいりたいと考えております。3つ目といたしましては、循環資源の3Rの推進でございます。こちらは分別を徹底し、一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれの課題に応じた廃棄物等の3Rの取組を推進してまいりたいと考えております。4つ目といたしましては、廃棄物の適正処理といたしまして不法投棄等の防止対策の推進のほか、県の災害廃棄物の処理計画の策定あるいは8,000ベクレル以下の放射性物質汚染廃棄物の適正処理等について市町村支援等を行ってまいりたいと考えております。

資料の右上、第3にみやぎが目指す循環型社会の将来像といたしまして、一般廃棄物及び産業廃棄物の将来予測と目標値を掲載しております。将来予測ですが、一般廃棄物は平成20年度から平成25年度までの全国の1人1日当たりの排出量のトレンドを活用し予測しております。また、産業廃棄物は県内関係団体等への聞き取りに基づいたトレンドにより予測をしております。

表をご覧くださいと思います。一般廃棄物になりますが、1日1人当たりの排出量の平成32年度の将来予測値が971グラムのところを、第2期計画では右の表になりますけれども、目標値を930グラムに、同じく3つ下になりますが、リサイクル率の平成32年度将来予測24.6%のところを、目標値といたしまして30%、最終処分率の将来予測値13%のところ、目標値を12%として目指していきたいと考えておるところでございます。

さらに、第2期計画からは1人1日当たりの排出量につきまして、生活系ごみと事業系ごみを分けて目標値を設定いたしました。これは県民一人一人の削減努力が見えるように分けたものでございます。一般廃棄物削減のイメージ図を表の下に示させていただいておりますけれども、第2期計画では高止まりをしております一般廃棄物の排出量を、第3章で次にご説明いたします取組と施策で低減させることを目指したいと思っておるところでございます。

次に、産業廃棄物になりますが、排出量の平成32年度、上の表に戻りますが、将来予測1,001万4,000トンのところを、目標値を1,000万トンに、リサイクル率の将来予測値29.8%のところ、目標値を35%に、最終処分率の将来予測値1.7%のところを目標値1%を目指していきたいと考えております。リサイクル率の平成25年度実績は44%という数値となっております。これはリサイクル率の高い災害復旧工事に伴う建設廃棄物の排出量が高止まりをしていることによるものでございます。復旧工事終了後にはリサイクル率の低下が予測されておりますところから、下がらないように取組を推進をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、中央下段に移りまして、第3章の取組と施策でございます。

第1の課題と各主体の取組に、現計画を点検して解決しなければならない課題や新たに出てきた課題を挙げ、その中で特に優先していく課題、解決していかねばならない課題を重点課題として6つ選定し、そのほか10の課題の合計16を第2期計画の課題といたしました。

重点課題としましては、1つ、ごみの分別に関すること、2つ、小型電子機器や、3つ、食品廃棄物のリサイクルに関すること、4つ、8,000ベクレル以下の放射性廃棄物や、5つ、災害廃棄物処理に関すること、そして6つ、不法投棄防止対策の6つを選定いたしましたところでございます。

再び資料審2-6の12ページをお開き願いたいと思います。

こちら各課題ごとに記載をさせていただいているところでございますけれども、その例としまして、具体的には、例えば課題1のごみの分別に関して、ここではごみの分別などの環境配慮行動の推進について記載をしておるところでございますけれども、課題と各主体ごとの取組を記載してございます。このような形でそのほか15の課題ごとに県民、事業者、民間団体、教育研究機関、行政ごとに行っていただきたい、あるいは県として行っていく取組等の例示を記載しました。

資料審2-5にお戻りいただきたいと思います。

右下、第3章、第2の廃棄物の適正処理のための県の施策については、県として行っていく主要な施策を記載しております。

まず1の全ての主体の行動の促進に関する施策といたしまして、普及啓発や環境教育、環境配慮経営等に関する事項について記載しております。

2の循環型社会を支える基盤の充実に係る施策として、産業廃棄物税を活用した施設や設備の整備補助、環境産業コーディネーターの派遣等の技術的支援等の施策について記載しております。

3の循環資源の3Rの推進に関する施策として、小型電子機器、食品廃棄物や容器包装廃棄物等の3Rの推進について記載しております。

最後に4の廃棄物の適正処理に関する事項に関する施策として、産業廃棄物の適正処理の推進、不法投棄・不適正処理の防止、さらには災害廃棄物への対応や放射性物質付着廃棄物の適正処理の施策について記載しております。また、震災後の産業の再構築に伴う廃棄物の種類、質等の把握等について行うことも記載しております。

資料の右下になりますが、第4章の計画の推進のためには、計画の進行管理や推進体制に関する事項を記載しております。

最後に、資料編といたしまして本文の後ろに県民意識調査の結果や一般廃棄物、産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分率を含めた宮城県の廃棄物の現状など、計画策定に当たって使用したデータや用語の説明を掲載させていただいているところがございます。

なお、詳細につきましては申しわけございませんが本文をご覧くださいと思っております。

以上で審議事項2、宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）案についての説明を終了いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○須藤会長 課長、的確にご説明をいただきまして、どうもありがとうございました。

推進計画ですから非常に当分にわたる長いもので、概要は資料の2-5にわかりやすく説明をいただいたと思います。この議題の2の部分についてこれから先ほどの吉岡委員の総論とただいまの推進計画の概要の案、この2つについてどうぞ忌憚のないご意見を言っていただきたいと思います。どうぞ、どなたでも結構でございます。ご疑問のあるところでも結構でございますので。

減らす、使う、戻すなんて日本語にさせていただいて、これもこれだけ聞くと変ですけども、3Rと続けてこの3つを並べると大変効果的だなという印象を私自身持っていました。どうぞ感想でも結構でございますので。どなたでも結構でございます。どうぞ。

○大友委員 大友でございます。今、全体をお聞きして全体的なことはわかったんですが、これから具体的にいろいろな動きが出てくるんだろうというふうに思います。

そういう中で、実は先日、みやぎ生協さんが角田市においでになって、食品ロス削減の取組をしていきたいんだということでお話がありまして、いろいろお話を聞いていましたら宮城県内の市町村の社会福祉協議会と提携をして社会福祉協議会を通じて各市町村内の福祉施設にまだ賞味期限のある、そういう食品をお届けして食べていただく、そんな取組をやっているというお話がありまして、そうしたら角田市の社会福祉協議会でもそれをやるということでみやぎ生協さんと提携するような話になっていますがというお話を聞きましたので、具体的にそういった動きがみやぎ生協さんだけでなく、コンビニエンスストアあるいはスーパー、そういったところと提携ができていくとよくなっていくというふうに思ったものですから、具体的な取組としてそういうことを参考させていただければありがたいというふうに思っております。以上です。

○須藤会長 ありがとうございました。その辺は食品ロスの取組で、この中にも議論があったんだろうと思いますが、何か今の、非常に難しい問題を含んでいると思うんですが、ご議論いただけたら。こちらのほうからどうぞ。まだ決まっていない部分も多いと思いますけれども、どうぞお願いします。

○佐々木循環型社会推進課長 今、大友委員から大変適切なお意見をいただいたところがございます。県といたしましては来年度におきまして保健福祉部におきましてこちらの、今お話がありましたフードバンクの関係について状況を調査するというようなお話を伺っておるところでございます。来年度調査という形になります。今お話にございましたように生協さんと社協さんとで連携をしながら取り組んでいくというようなお話も伺っております。現状を踏まえまして、その調査結果によりましては改めて、我々としましてはまさに廃棄物の削減の方向に向かうものであ

れば、我々としてはこれをご支援していけるような形で我々としても具体的に
取り組ませていただきたいというふうに考えておりますので、今後具体的な施
策の展開にぜひとも結びつけていければなというふうに思っているところでご
ざいます。

○須藤会長 これからの展開になるわけですね。この食品ロスについては。

どうぞ、ほかの委員の皆様。どうぞ。

○渋谷委員 前回のときに3Rがちよっとわかりづらいと言った本人でございますので、今回こういうふう
にさせていただけると皆さんが多分わかる、子供もちよっとわかるんじゃないかなと思ひまして、
とてもいいことだと思います。

例えば大切に使うというところも今からの子には非常に大事なことで、これをもう少しや
はり進ませて、スーパーとか、もっと目に付くところにもこれを張っていただくと、やはりま
ずスーパーに行くとき余りこの文字が見えないので、これがもっとたくさんいろいろなところで見
えるともっと県民に浸透するのではないかと思いますので。

○須藤会長 そのとおりだと思います。どうぞ、そこは努力をしてください。いろいろな形で。この用語が
定着して、子供も老人もわかるようにしていただくといいかもしれませんね。吉岡副会長、何か
今のご意見に対してありますか。

○吉岡副会長 ありがとうございます。特に意見はございませんが、何とかわかりやすいということで随分
と議論させていただいた結果、お褒めいただいたのでうれしく思っておりますが、まさしくお
っしゃるとおりこれをどうやって今度皆さんに浸透させていくかというところは課題だとい
うふうに思いますので、先ほどの食品ロスじゃありませんけれども、いろいろなところと連携し
て協力してこれが定着するような、そういったことは今後考えていくということだろうとい
うふうに思いますので、がんばりますということになるかと思います。

○須藤会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがですか。鶴見委員、どうぞ。

○鶴見委員 全体的な印象ということでお話ししたいんですが、わかりやすいという点では非常にいいかな
と思います。ただ、ごみを減らすということというのはそもそも合意事項というんですか、私た
ちにとっては当たり前のように感じていることがどの程度減らさなければいけないんだという意
識というものが、個々その危機感というんですか、そういうものがもう少しあってもいいのかな
というふうに思いました。温室効果ガスの影響というところで記載はあるんですけども、やは
りこのままごみをこのままにしておく今後どういう危険なことというか、危機的な状況になる
んだということがどの程度普及しているのかということが若干気になったので、そのあたり
を今後啓発活動をしていく上ではやはり重要なんじゃないかなというのがまず印象でした。

あともう1つは、今後具体化していく上で、例えば資料審2-5の右上の表のあたりに目指す
べき目標値というところがあって、ここに例えば平成32年度の1人1日当たりの排出量が93
0グラムというふうには書いているんですけども、この930グラムとかというふうに言われて
もなかなかわからない。例えばごみを週2日、大で出している人が中で出すようにしましよ
うとか、そういう具体的なイメージを持つとわかりやすいのかなと思うんです。

だから、どうしても統計的な数字とか、どうしても数字的なものを出さざるを得ないところ
はあるんですけども、やはり啓発活動として今後具体化していく上ではそのように具体的に何
をしなければいけないんだということまである程度詰めたほうがいいんじゃないかなとは思
いました。もしかしたらあるのかもしれないんですけども、もしその辺ご検討していただ
けるようであればお願いしたいなと思ひました。以上です。

○須藤会長 どうもありがとうございます。非常に大事なことで、数字だけではなかなかイメージが湧か
ないので。いかがでございましょうか。どういう議論があるかも含めて、どうぞ。

○佐々木循環型社会推進課長 今、大変重要なご指摘だと思います。確かに数値だけではなかなか難しい部
分がございます。やはり、例えば目で見て1日ごみ袋にこのぐらいが実際に今
出している量で、このくらい減らしてくださいという、やはり具体的に県民の
皆さんがわかるような形で普及啓発というものは今後していかなければいけ
ないだろうなというふうに我々も思っておりますし、ご説明申し上げましたと
おり、やはり県民皆様の意識改革というものを今後図っていかなければいけな

いというふうに思っております。

特に今年度は新しい第2期の循環計画ということもございます。そのために予算等もとりまして新たに普及啓発というものをきちんとやっていきたいというふうに思っておりますし、場合によってはイベント等も実施をした上で皆様方に誰にでもわかりやすくなるような形でぜひとも3Rの実感、要はその辺を皆さんで持った上でごみを減らしていこうというような形にしていきたいというふうに思っております。具体的な部分はこれから詰めていきたいというふうに考えておりますけれども、ご意見を参考にしながら今後考えていきたいと思っております。

○吉岡副会長 補足になりますが、私のほうからも、とりまとめた内容を御回答させていただきたいと思っております。

確かにこの委員会の中でも具体的にその数字の意味するものが何なんだ、どういうものなんだというのは議論にはなりました。ただ、これをこの中で具体的にどこまで書き込んでいくのかというのはなかなか地域性を見ると難しいところがあるだろうと。かなりのボリュームになって、かえって何を書いているかわからなくなるということもあって、やはり今ご指摘いただいた課題の中でどれだけ減らせるんだという部分については、これは実質的に実行するのは市町村ということになりますので、県はむしろそこを後押しするというところでこれをまとめさせていただきます。

例えば仙台市さんなんかも具体的にこれを減らすためにどういうふうにしていくのかという具体的な計画というか、見直しですけれども、進めております。そこではやはり一般廃棄物そのものを自分のところで事業としてやっているものですから、具体的に市の特性を踏まえて例えばどのくらい減らすのには割り箸何本分ですよとか、具体的なところは市町村のほうでの計画の中では踏み込んで書いているということでもありますので、むしろそこをどういうふう書き込んでいくのかということをお県として後押しする意味でこういうふうにはまず具体的な数字として出ささせていただいたと。それはどこまでやるのかというのは、あとまた市町村の方と事業者の方も含めて連携してこれから地域特性に応じた形で煮詰めていくということになるかと思っておりますので、むしろ今のご意見をいただきましたので、県と市町村等との連携というところを意識しながらこれを実行に向けて進めさせていただきたいというふうに思います。

○須藤会長 どうもありがとうございました。

ほかに意見は。どうぞ、お願いいたします。

○山田委員 事業者サイドから1つお聞きしたいんですけども、計画のところの27ページ、資料2-6の27ページに環境配慮経営の推進・グリーン購入の促進とあるんですけども、グリーン購入促進条例の中の宮城県グリーン製品というものがあるんですけども、ここについてちょっと詳細を教えてくださいたいんですけども。

○須藤会長 これは山田委員のご質問、どうぞ事務局でお答えください。

○佐々木循環型社会推進課長 今ご質問いただきましたグリーン購入、グリーン購入促進条例に基づいて県としてグリーン製品として県が認定をさせていただいて、それを促進を広く県のいろいろな公共事業等でご活用いただくというような事業に活用していただくというふうな形でやらせていただいているというものでございます。実際に担当しております課が環境政策課という形になりますけれども、こちらのほうで実際の認定等を行いながら普及を広く行っていくというふうな形で実施をさせていただいているところでございます。

こちらのパンフレットがございまして、あと今お時間の中でお渡しをさせていただければというふうに思います。

○須藤会長 その記載があるパンフレット。

○佐々木循環型社会推進課長 その関係のパンフレットをお渡ししたいと思いますので。

○須藤会長 では、政策課長、それでいいんですか。何か付け加えることはありませんか。

○横田環境政策課長 宮城県ですが、宮城県グリーン製品認定制度というものを取り入れておまして、平成18年3月に制定しましたグリーン購入促進条例で定める基準に適合する環境物品等であって、その普及がグリーン購入の促進に資すると認められるものを宮城グリーン製

品として認定し、その普及拡大を図ることとしてございます。

そのパンフレットがございまして、どの製品がこの製品に当たるのかということをもとめてありますので、ただいまからちょっと時間をいただきたいと思うんですけれども、お配りさせていただきたいと思います。

○須藤会長 山田委員、そのぐらいの答えでいいですか。どうぞ、ご意見があったら言ってください。こういう機会じゃないとなかなか言えないから。

○山田委員 グリーン製品自体がどういうものなのかがよくわからなかったの、それを。

○須藤会長 その定義からね。

○山田委員 はい、定義から。

○須藤会長 それをやらないと考えてもいないことを答えられてしまうと。

グリーン購入のグリーン製品というのはどういうものかということを一言でご説明ください。細かいことはパンフレットを見てくださいということで、それでいいですね。法律論のところだけは口頭でやはり伝わったほうがいいと思いますよ。どうぞ。

○横田環境政策課長 簡単に申し上げますと、環境配慮基準というものがございまして、例えば省エネ製品等でありまして該当するエコマークの商品類型の環境に関する基準に適合しているとか、ちょっと難しい話なんですけれども、あと、リサイクル製品とかでありましたら循環資源を一定割合または一定重量以上含んでいること、及び該当するエコマーク商品類型に関する基準のうち有害物質に係る基準に適合していることとか、製造品につきましては当該製品の品質について J I S 規格とか J A S 規格等に適合しているといったようなことが挙げられます。

ただいまパンフレットが届きましたので。

○須藤会長 まず、山田委員のところに上げて。

○山田委員 何か悪いことを聞いたかなと。

○須藤会長 いえ、定義しにくいだろうと思いますよ、多分。

○横田環境政策課長 土木資材とか、そういう関係のものが多いんですけれども、例えば 1 ページについては土木資材関係。例えば 3 ページなんかにございまして、道路の脇に白いポールを立てると思うんですけれども、そういったものが 3 ページの上のほうの写真になりますが、そういったものが宮城グリーン製品でございまして。あと、10 ページなんかご覧いただくと生活用品等としてトイレトペーパー、下のほうにあります、そんなものがあります。

○山田委員 それは普通のトイレトペーパーとは何かが違うからこれの認定になるということなんでしょうか。

○須藤会長 そうなんですよね。それは当然そうですよね。なぜそのトイレトペーパーがグリーンかと。

○横田環境政策課長 例えば 10 ページのほうの下のトイレトペーパーのところの説明をご覧いただきたいと思うんですけれども、主に宮城県内の事業所から排出される上質紙を原料とした製品ということになっています。

12 ページをご覧いただきたいと思うんですが、宮城県グリーン製品認定制度の概要でございまして。こちらの一番上の認定対象製品というところをご覧いただきたいと思うんですけれども、グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等とございまして、1 つ目の四角で県内で製造され、または加工された環境物品等、もう 1 つは県内で発生した循環資源を利用して県外で製造され、または加工された環境物品等、こういうものが対象になりまして、認定基準としてはその下の環境配慮基準と。先ほどちょっと詳しく申し上げましたが、性能基準とか循環資源使用割合に関する基準とか、こういった基準を満たしたものが製品として認定されるということとございまして。

○須藤会長 どうぞ。

○山田委員 要は県内でリサイクルをされているものという。

- 横田環境政策課長 そうですね、簡単に申し上げます。
- 山田委員 一般的に企業がグリーンと言ったときに、それこそ有害物質が入っているかどうかということになるかと思うんですが、その辺の絡みというのはこれは関係ないんですか。
- 須藤会長 それもあるんじゃないですか。どうですか。有害物質を含んでいたらグリーンにならないでしょうね。
- 横田環境政策課長 その部分は共通基準といたしまして。
- 須藤会長 共通基準のまず前提があるでしょう。
- 横田環境政策課長 大前提が特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物及び放射性物質を原材料として使用していないことというのが大前提としてございます。
- 須藤会長 前提にそれがあっていいんですよね。有害物質とか放射性物質は含まないと。その上での再利用製品、そういうことだろうと思います。これがそれぞれ誰かが一人で決めるのではなくて、多分委員会のようなものがあって認定していますよね。
- 横田環境政策課長 はい。
- 須藤会長 ですから、個人で決められるものではないだろうと。公の委員会でそれなりに意見の申し立てもできるでしょうし、そういう制度になっているだろうと私は理解しています。どうぞ、香野委員。
- 香野委員 大したことじゃないんですが、事業者にとってのメリットは、認定されたことによって事業者側にもメリットがあるのか。よく売れるということになればいいけれども、売れるためには我々がよくそのグリーンマークというものを知らなければならぬと思うんですが、その辺。
- 須藤会長 今の質問について、どうですか。
- 横田環境政策課長 宮城県としましてはグリーン製品を拡大させていただくために普及拡大のためのさまざまな事業を実施させていただいております。まず、パンフレットをこうやってつくらせていただいておりますし、そのパンフレットを市町村とか認定事業者とか関係機関等に配付させていただいております。また、製品の詳細を政策課のホームページに掲載させていただいております。あとはイベント等に参加させていただいて、環境イベントとか宮城県産業技術総合センターの一般公開に合わせて製品を展示するとか、県庁のロビーでパネル展示させていただいているとか、そういったことで広く周知を図っているということがございますし、あと、パンフレットの11ページをご覧くださいんですが、認定によるメリットということで3点ほど明示させていただいているんですけども、認定製品には認定マーク及び宮城県リサイクル製品の表示を付すことができます。あとは、宮城県のパンフレットやホームページ等において情報を発信しますというのは今申し上げたことで、あとは宮城県グリーン製品については価格、品質、流通量等を総合的に判断し、利用が可能な場合には優先的に調達するというようになっております。
- 須藤会長 ですから、香野委員のご質問からすれば、それにマークがあったらたくさん売れるということに多分つながるんじゃないでしょうか。山田委員、それでいいですか。どうぞ。では、先にどうぞ。
- 山田委員 すみません、何かややこしいことをお聞きしてしまうんですが、今グリーンの問題、企業サイドでの今の現状をちょっとお話ししますと、大手企業の下請でやっている企業さんが県内たくさんいらっしゃると思いますが、うちなんかもそうですけれども、出す製品全てについて有害物質の基準にひっかからない、とにかく全てグリーンであるということを証明しなさいということと言われることが非常に多くなってきています。ですから、もちろんこういうグリーン製品であることを自分たちで証明書を付けて出さなければいけないという状況に今なっていて、非常にそれに手間も時間もとられているのが今の現状です。多分どこの企業さんもそういう状況に今置かれているので、日本全国そういうグリーン製品に全てを持っていかねければ、例えば鉛入りのはんだであったり、そういうものに全てどんどん切りかえていきなさいという世の中の流れになっているんですが、それに対しての手間がものすごくかかっている現状があるので、ぜひ宮城県内の企業の中小、小規模の企業が今そういう状況に置かれているということで、それに対する支

援等を、ここにコーディネーターというお話もありますが、その段階への支援があったりするというのも、環境全体ということを考えてときにご検討いただければいいかなと思います。

○須藤会長 ありがとうございます。事業としてグリーンにしていく場合の手間とか手数とか技術とか、そういうことで大変費用もかかるという、あるいは時間もかかるというようなこともあるので、その辺のご理解と、できればそれに対する援助とか何かというふうになればそれは一番いいんじゃないでしょうか。

はい、どうぞ。

○横田環境政策課長 はい、わかりました。検討課題として受け止めさせていただきたいと思います。

○須藤会長 ということで、使う立場からすればグリーンであることは結構なんだけれども、つくる立場もあるわけですから。

ほかの委員。どうぞ。

○阿部委員 阿部です。例えば生活用品というところでトイレットペーパーがありますが、これは事業者向けに大量に購入する方のための……。

○須藤会長 大量に。

○阿部委員 ええ。一般消費者のご家庭含めてですが、こういうものはどこで買えるのかがよく……。

○須藤会長 そこに何かマークが付いて。後で聞きますけれども。マークが付いているでしょう。

○阿部委員 それから、多分私は仙台市の市民センターの館長を9年間やらせていただいたんですけども、そのときに仙台市のほうからグリーンマークのグリーン商品を扱えという指令が来るわけです。環境に配慮して、ということで。文房具とか鉛筆とかノートとか、いろいろグリーン製品があるんですが、仙台市の場合ですが、それを予算内で買うのはちょっと割高になるんです。一般的に高くなるんです。だから、環境のためにはこの製品を使いたいけれども、予算の中ではもっと安いところのノートや鉛筆や、そのほか諸々、事業所の中で使うものを買わなければいけないようなことがありました。私の体験ですが。だから、もう少しこのグリーン製品も一般向けに、まだ知名度がないような気がしますので、もう少し普及することなどをちょっとお考えいただければと思います。

○須藤会長 はい、どうぞ。

○横田環境政策課長 貴重な意見いろいろとありがとうございます。いろいろご意見を賜りましたので、その辺を踏まえて今後の対応を考えていきたいと思います。

○須藤会長 これは大変費用がかかるということも非常に重要なことなので、ぜひこの点を考慮して今後進めていただきたいと思います。

ほかの委員。どうぞ。

○青木委員 グリーン製品じゃないですが、いいですか。

○須藤会長 いいですよ。

○青木委員 もとに戻るんですが、一般廃棄物等で目指すべき目標値ということで具体的ないろいろな施策を考えられて今回の計画もつくられて大変いいと思うんですが、宮城県の場合ですと東日本大震災が起きて廃棄物が増えて、その後いろいろな努力によって減らしていくというところで、一体どこまで減らせるのかという。例えば日本のほかの都道府県のもう最先端を走っているところは大体どのぐらいまで行っているのかというところがわかると、その例えばリサイクル率30%というものがどの程度の位置にあるのかというのがわかって、さらに努力すべきなのか、ここまで行けばもう日本としては十分な限界なのかというところが、私は素人なのでそういうところがよくわからないんですけども、そこらをご説明いただければ。

○須藤会長 大変重要なご指摘で、まだ復興途上にある当県としては震災の影響を受けて廃棄物がなかなか減らないということももしかしたらあるのかもしれません。今のご質問に対して回答をお願いします。

○佐々木循環型社会推進課長 今のご質問に関しまして、実は今回、後ろに資料というものを付けさせてい

ただいているんですが、41ページのところに資料編という形で付けさせていただいておるところでございます。そちらに今回目標を定めるに当たっているのと参考とさせていただいた資料というものがこちらのほうにございます。

例えば資料の3を見ていただければというふうに思いますけれども、例えば一般廃棄物の現状と推移という形で(1)にごみの総排出量で県民1人1日当たりの排出量というものがございます。実はこちらの表を見ていただきますと、実は赤が全国の1人1日当たりの流れという形で、実はずっと低下していた。実は震災まで当県におきましてもそのトレンドに合った形で、実はごみの1人当たりの排出量は減っていたという状況にございます。

ところが、平成23年の東日本大震災を受けまして、実はそこで1人当たりの排出量が増えたというような状況になっております。これが今現状としてまだその状況が続いているというのが現状という形になっておるところでございます。ぜひそれを元の姿というか、元の姿がどうかという、少なくとも我々としては全国のトレンドぐらいまではぜひとも下げていかなければいけないというふうに思っているという中で、今回改めて1人当たり1日930グラムというものを、もちろん一気に下げるということはとても難しいというふうには思っております。今回施策等で挙げさせていただいたものイコールがすぐに排出量に結びつくかと言われれば、それはなかなか難しいと思います。いろいろな可能性のある施策を展開することによって、そちらの排出量を少しでも1グラムでも減らせるような形で結びつけていきたいという形で930グラムというような形で数値を設定をさせていただいたというものでございます。

同じようにリサイクル率の関係につきましては、資料編の資5という1枚めくっていただきますと、こちらのほうに実はリサイクル率というものがございます。全国的に見ますとリサイクル率は大体20%ぐらいで推移しているところがございますけれども、宮城県としては少し低いという部分がございますので、ぜひこれを今回の第2期計画の中で施策展開を図る上で載せていきたいというふうな形になっております。

あと、先ほどお話にありました県の状況、各自治体の状況というものにつきましてはもう1枚めくっていただきまして、実は各県の状況というものが見るところに全国の状況につきまして1人当たりプロットしたような形で参考という形で資料を添付をさせていただいたというような状況でございます。こちらでもできるだけ我々としても震災前の状況に、さらにごみを減らすというような形でぜひとも施策の展開を図っていきたいというような形で、今回その思いを込めまして計画の策定をさせていただいたというところでございます。

○須藤会長 青木委員、よろしいですか。

○青木委員 はい、ありがとうございます。

○須藤会長 ありがとうございます。
ほかに。どうぞ。

○石澤委員 宮城教育大の石澤と申します。

26ページに環境教育の推進という形で小中高の子供たちへの教育推進ということを書いていただいておりますけれども、具体的には宮城県の教育委員会あるいは仙台市教育委員会、そのほか市教委のほうと連携と書いてありますが、具体的な取組は始められているのかどうかということと、小中高、特に小中の生徒さんにこういうものを普及活動するといったとき、特別な何か教材的なものを用意いただかないかという気がしております。よろしく願いいたします。

○須藤会長 ただいまの問題について、環境教育の問題になると思うんですが、どういうふうに、例えば教育委員会とか。

○佐々木循環型社会推進課長 当然今の現計画におきましてもこういった環境教育というものは必要であるという形で、こちらに挙げています公開講座の受講者というような形で実際に関係機関とご協力をさせていただきながら進めさせていただいてきたところでございます。

ただ、これから実際に具体的な部分につきましては、今後の施策の展開につ

きましてはまさにこれから関係機関と話を詰めていくような形になる部分がございますので、そこにつきましては今ご意見いただいたところでございますので、そういったものを踏まえながら施策の展開を考えていくようにしたいと思っております。

○須藤会長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、もう1人、鶴見委員、お願いします。

○鶴見委員 言うほどのことではないんですけども、27ページのグリーン購入促進条例のところに平成8年宮城県条例、これは18年ですね。

○佐々木循環型社会推進課長 はい、すみません。

○須藤会長 大体予定した時間になったので、議論はこの程度にさせていただきますが、非常に重要な意見もいただいております、これを附帯意見として取り入れるというほどのことではなくて、今後検討して、例えばさまざまな企業の問題と大変重要なんですが、この中で取り扱うべき段階では多分ないでしょうという判断がありますので、新たな意見を公開するというのではなくて、この議論は議事録として当然残しますので、今後の検討課題にさせていただくということにして、原案についてご異議がないということでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、この第2期の循環型社会形成推進計画は案のとおりにお認めをいただいて、今後いろいろと議論したことについては改めてまた検討を行っていただくことにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

それでは、審議事項はこれで終わりにいたしまして、次が報告事項2件がございます。

(2) 報告事項

①新みやぎグリーン戦略プラン（案）について（環境政策課）

○須藤会長 本日の報告事項2件なんですが、まずは新みやぎグリーン戦略プランということで、担当課からご説明お願いいたします。

○横田環境政策課長 環境政策課の横田でございます。座らせていただいております。

平成28年3月31日で期間満了を迎えます現プランにつきましては、地球温暖化や生物多様性の確保のほか、森林を初めとした自然環境の保全など、喫緊に解決しなければならぬさまざまな環境問題があり、その解決に向けた取組を継続して行う必要がありますことから、昨年9月の県議会定例会で宮城県県税条例の改正案を上程しましたところ、これが可決されましたので、平成33年3月31日まで4年間延長することとなりました。

延長に当たりましては「新みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、施策を展開することとしておりますので、その内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の報1の新みやぎグリーン戦略プラン（案）をご覧くださいと思います。表紙をめくっていただいて2ページをご覧くださいと思います。

まず、戦略の趣旨についてでございますが、新みやぎグリーン戦略は宮城の豊かな環境を守り次世代に引き継ぐため、みやぎ環境税を使って行う本県の環境施策を取りまとめたものでございます。

次に、戦略の目指す方向ですが、社会情勢の推移等から見た環境課題に対応するため、低炭素社会の推進、森林の保全・機能強化、生物多様性・自然環境の保全、環境共生型社会構築のための人材の充実の、右側の下のほうになりますが、4つの視点に応じた施策を展開することにより戦略の目指す姿、その上の四角の中でございますが、この姿を実現してまいりたいというふうに考えております。

3ページをご覧くださいと思います。

みやぎ環境税に基づく税収につきましては、運用の明確化を図るため、一般財源と区別して環境創造基金に積み立てて管理しているところでございます。平成28年度から平成32年度までの5年間における税収額は約80億円を見込んでおり、これを県実施事業及び市町村支援事業に充当することとしております。

4ページ及び5ページをご覧ください。

県実施事業につきましては、先ほど申し上げました4つの視点及びそれぞれの方向性に応じた施策を展開していくこととしており、5年間で約64億円を環境創造基金から充当することとしております。

市町村支援事業につきましては6ページをご覧くださいと思います。

市町村に対してはみやぎ環境交付税を交付しまして、市町村がこれを活用してメニュー選択型事業及び市町村提案型事業を実施することとしており、5年間で約16億円を充当することとしております。

続きまして、平成28年度のみやぎ環境税活用施策についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

去る14日に閉会いたしました県議会2月定例会におきまして平成28年度当初予算が可決されましたので、平成28年度には県実施事業44事業と市町村支援事業1事業の計45事業について環境創造基金から約18億6,900万円を充当して実施することとしております。

平成28年度の主な事業をご紹介しますので、8ページ及び9ページをご覧くださいと思います。

視点1につきましては4つの方向性がありますが、その4つの方向性に応じましてスマートエネルギー住宅普及促進事業や燃料電池自動車導入推進事業などを実施し、家庭向けの太陽光発電システム、エネファームなどの設置に対する支援や水素を活用した燃料電池自動車の購入助成や公用車の貸し出しなどを行ってまいります。

また、視点2では2つの方向性がありますが、この2つの方向性に応じて温暖化防止間伐推進事業や県産材利用エコ住宅普及促進事業などを実施し、国費助成の対象とならない間伐の実施に対する助成や県産木材を活用した住宅建築に対する助成などを行ってまいります。

視点3では2つの方向性に応じて狩猟者確保対策事業や伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト事業などを実施し、有害鳥獣捕獲の担い手に対する狩猟免許取得講習に対する助成や在来生物の保護、外来種の駆除などを行ってまいります。

最後に、視点4では2つの方向性に応じてクリーンエネルギー利活用実践推進事業や環境教育実践「見える化」事業などを実施し、高校教育におけるクリーンエネルギー学習設備の整備や環境教育に率先して取り組む小学校への出前講座などを行ってまいります。

以上、ご説明したとおり平成28年度以降は新しい新みやぎグリーン戦略プラン(案)に沿ってみやぎ環境税を活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくご願いたします。説明は以上でございます。

○須藤会長 どうも、簡潔にご説明いただきましてありがとうございました。

それでは、これから開始されるようですが、新みやぎグリーン戦略プランをご紹介します。何かご質問なりご意見ありましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、書いてあることはもうそのとおりだというふうに思いますので、ぜひ漏れなく実施していただくことをお願いをして、この議題は報告事項でございますのでこれにとどめたいと思います。

②2012年度の宮城県の温室効果ガス排出量について(環境政策課)

○須藤会長 それでは、その次の報告事項でございますが、2012年度の宮城県の温室効果ガスの排出量について、これは環境政策課ですね。どうぞ。

○横田環境政策課長 引き続き環境政策課からご説明させていただきたいと思います。

2012年度の宮城県の温室効果ガス排出量について取りまとめましたので、その概要をご報告いたします。

資料報2の2012年度の宮城県の温室効果ガス排出量についてご覧いただきたいと思います。

本県では平成26年1月に温暖化対策の基本方針である宮城県地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。この計画では県独自の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、計画の進行管理のため2010年度を基準年とし、毎年度温室効果ガス排出量の算定を行うこととしております。温室効果ガス排出量の算定につきましては、各種統計資料の公表値を用いておりますが、資料の発表時期の関係で現在算定できる最新の数値が2012年度となるものでございます。

まず、1の温室効果ガス総排出量につきましては、二酸化炭素換算で2,242万3,

000トンとなっております。表1に詳しい内訳を示しておりますが、2012年度の総排出量の値は前年度、2011年度比で15.3%増加しており、基準年であります2010年度比で10.1%増加しております。また、6種類の温室効果ガスのうち、その約9割を占める二酸化炭素の排出量につきましては2,111万5,000トンとなっております、前年度比で16.1%増加しております。

二酸化炭素排出量につきましては、表1のとおり産業部門を初めとする6つの部門に分けて算定をしております。部門別で見ますと、前年度比で廃棄物部門で8.1%ほど減少しましたが、他の部門では増加しております。

エネルギー転換部門は前年度比で169.0%増加しておりますが、これは前年度は東日本大震災の直後であり、県内の火力発電所やガス供給施設などが被災し、設備を動かすための燃料などのエネルギー消費量が大きく減っておりますが、2012年度はこれらの施設の復旧が進んだことが要因となっております。

産業部門は前年度比で39.9%増加しておりますが、これは震災により被災した製紙工場や石油精製工場等が稼働を再開し、エネルギー消費量が増加したことに加え、東北電力管内全体での火力発電所の稼働増加に伴い電力の二酸化炭素原単位、いわゆる排出係数が悪化し、電力消費による二酸化炭素排出量が増加したことが要因となっております。

民生家庭部門は前年度比で6.3%増加しておりますが、これは電力消費量の増加に加え、排出係数が悪化し、電力消費による二酸化炭素排出量が増加したことが要因となっております。

民生業務部門は前年度比で7.2%増加しておりますが、これにつきましても電力を初めとするエネルギー消費量の増加に加え、排出係数が悪化し電力消費による二酸化炭素排出量が増加したことが要因となっております。

運輸部門は前年度比で7.2%増加しておりますが、これは震災により被災した鉄道などの交通機関の復旧のほか、自動車の保有台数が増加しガソリンや軽油の消費量が増えたことが要因となっております。特に軽油の消費は基準年に比して大きく伸びており、復旧工事関係車両の増加によるものと考えております。

廃棄物部門は前年度比で8.1%減少しておりますが、これは廃棄物の焼却処理量の減少が要因となっております。

続きまして、2の森林吸収量につきましては、林野庁の算定から二酸化炭素換算で137万5,000トンとなっております。

3の排出削減目標との比較につきましては、2012年度の温室効果ガス総排出量から森林吸収量を差し引いた排出量が2,204万8,000トンとなっており、前年度比で12.9%増加し、基準年比で3.3%増加しました。また、削減目標年である2020年における排出目標量1,966万6,000トンと比較しますと138万2,000トン多い状況となりました。

なお、2011年度の温室効果ガス総排出量は、東日本大震災による特異的な状況により減少しておりましたが、2012年度の温室効果ガス総排出量は火力発電所の稼働増加に伴う排出係数の悪化により、電力消費による二酸化炭素排出量が増加したことが主な要因となって増加しております。

今後の見込みにつきましては、2013年度以降につきましても復旧・復興の加速化に伴うエネルギー消費量の増加に加え、排出係数悪化の影響により温室効果ガス総排出量が多い状況が継続することが見込まれますが、県としましては今後とも温室効果ガスの排出を抑制するための施策を展開し、温暖化防止に取り組んでまいります。

2ページにつきましては、図1が県内の温室効果ガス排出量の推移と2020年度の削減目標を取りまとめたものとなっており、図2が温室効果ガスのうち二酸化炭素とその他のガスとの内訳を示して排出量の推移を取りまとめたものとなっております。

3ページの図3及び表2につきましては、県内の部門別の二酸化炭素排出量の推移を取りまとめたものとなっており、4ページの図4及び表3につきましては、参考資料といたしまして全国の二酸化炭素排出量の推移を取りまとめたものをお示ししておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

2012年度の宮城県の温室効果ガス排出量についての報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○須藤会長 どうも、簡潔にご説明いただきましてありがとうございます。

どうぞ、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

私は常にこのことも考えているんですが、今ここで公表できるのは2012年度ですよ。それで、パリ協定なんかでも我が国が2013年を基準にしているんです。2013年を基準にして2030年に26%削減だったかな、と決めているわけですよ。例えばそういう値を参考にしたときには我が県はどうしていいかわからなくなってしまうんですよ。2013年がないわけですから。

それから、この間政府で発表されたのも26%削減するのに家庭を40%削減しろと言っていますよね。2013年に対して。それから、事業部門は大体40%削減しろと言っているんです。

そうすると、何を申し上げたいかという、我が方は別に国の基準に合わせることはないんだけど、そういうことを言われたときに何をどうしてやっていけばいいかという目標をなかなか立てにくいでしょう。多分ね。やはり、かなり公表値を使わなくてはいけないから今例えば2013年を推計値で出すことは無理ですか。というのが私の質問です。

○横田環境政策課長 我々としてもできるだけ直近の数値を使いたいと思って努力しておりますが、全国ベースの数値はある程度早い段階で出るんですけども、その数値を各県に戻したときに非常に時間がかかってしまって、どうしてもこういった遅れた数字を使わざるを得ないという状況になっております。

○須藤会長 ただ、行政を進めていく上で困らないですか。今言ったように40%削減しろなんて言われて、もう基準がわからないですものね。2013年から40%削減しろとこの間たしか政府がそういう発表をしていますよね。家庭部門と事業部門は、小数点ついているから僕は省略してしまっていますけれども、40%ぐらいですよ。

○横田環境政策課長 政府のほうでは、今春を目途に地球温暖化対策計画の策定を予定しております、COP21で掲げた目標は2021年以降の数値なんですけれども、それまでの数値としては2020年度における排出量を2005年度比3.8%、このあたりが当面は入ってきますので、この数値を見据えながらとなります。

○須藤会長 それも2013年を基準年としているでしょう。

○横田環境政策課長 2005年度が基準年となっています。

○須藤会長 2005年ですか。それはできますね。それが一番身近な我々がやりやすい基準になりますね。

○横田環境政策課長 状況を見ながら対応を検討させていただきたいと思います。

○須藤会長 何とかそういうことを入れていかないと、ただこの排出量が幾つだったと言われても皆さん困るだろうと思うので。

○横田環境政策課長 我々の計画自体も中間年である平成29年に再度評価をさせていただいて見直し等について検討するというのも当初から予定しておりましたので、その辺の状況を踏まえながら対応したいと思います。

○須藤会長 そうですね。なるべく後に出す数値でないと目標があつて何%減ったかと、こういうふうになるわけでしょうから、宮城県の将来分そのぐらい減ったということを、さっきの廃棄物と同じで、出せないはずですよ。お願いいたします。

○横田環境政策課長 はい、ありがとうございます。

○須藤会長 ほかの委員の先生方、どうぞ、香野委員。

○香野委員 私も真っ先にこの12年度でいいんですかと言おうかと思っていたところに須藤会長おっしゃったんですが、私は素人でわかりませんが、国が調べて、それを宮城県に落として初めて宮城県としてはデータを持つということなんでしょうか。宮城県独自では各県内の事業所の排出量を調査するという事はないんでしょうか。素人の質問なのかもしれませんが、それをお聞きしたいんです。

○須藤会長 どうぞ。

○横田環境政策課長 宮城県独自に全分野を調査するという事はやっておりませんが、この温室効果ガスの排出量は約60種類の統計データを使用して算定しております。算定に必要なデータのうち国の都道府県別エネルギー消費統計の公表が最も遅いんですが、確定値は国全体のエ

エネルギー消費統計の公表から1年以上後に公表されるという形になっておりまして、2012年度の都道府県別エネルギー消費統計は昨年の12月下旬に公表されたという形になっておりまして、それを受けて早速こういった資料をつくらせていただいたという、タイムラグが大分あるんですが、そんな現実、状況になっております。

○須藤会長 かなり無理な話をしますが、今のような過渡期で石炭火力がどんどん増えたり、そういうことになっている、あるいは再生可能エネルギーがどんどんつくられるということになってきたときに、なるべく身近な部分、近い時間軸のところでこういう排出量を算定して効果があるかないかということをやっていないといけないんですよね。それなので、やはり3年遅れというのはいかなものかと前々からこれは思っていたんですが、なかなか難しいということは理解しております。

ほかの委員、よろしゅうございましょうか。

それでは、大体予定した時間になりまして、これで報告の2も伺いました。

その他として事務局、何かありませんか。事務局、いいですか。その他、何もないですか。あと閉会でよろしいんでしょうか。

それでは、無事に審議事項2件の答申なんですが、報告事項もかなり時間をかけて報告していただきました。ありがとうございます。委員の皆様の熱心なご議論に感謝して、私の役割はここで終わらせていただいて、あとは事務局のほうに議事進行をお返しいたします。

4. 閉 会

○司会（大森副参事） 須藤会長、ありがとうございました。

今回の会議をもちまして今年度の環境審議会の開催は最後となります。委員の皆様におかれましてはご多忙の中、会議への出席にご配慮いただき、また、円滑な審議会の進行にご協力いただき、まことにありがとうございました。

以上で本日の環境審議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。